

青梅市文化財ニュース

第 1 5 2 号

平成12年 6月31日

発行 青梅市文化財保護指導員連絡協議会

青梅市郷土資料室

(青梅市駒木町 1-684 Tel0428-23-6859)

青梅にもいた修験者^{しゅげんじゃ}

毎年5月3日、塩船観音寺において丸太を井桁に組み積まれて火が焚かれ（これを「柴燈^{さいとう}護摩^{ごま}」といいます。）、その後に火渡りが行われるのを見たことがあると思います。それを執行する白装束の人たちを修験者（「山伏^{やまぶし}」ともいいます。）といい、その人たちが信仰する宗教を修験道といいます。修験道は、日本古来の山岳信仰をもとに仏教、神道、道教、陰陽道^{おんみょうどう}などと習合し、平安時代末期に一つの宗教として形成されました。時代が下がった江戸時代になると、修験者は幕府の政策により天台宗の京都・聖護院が統括する本山派と真言系の醍醐寺三寶院が統括する当山派に組み込まれ、しかも地域社会に半ば強制的に定住させられました。そうした中で、修験者は、山岳修行などで身につけた能力（これを「験力^{げんりき}」といいます。）によって、原因不明の病氣・憑物落^{つきもの}しなどの祈祷、年中行事などにかかる祈祷、そして吉凶・方位の占いなどを行うとともに、神社・小堂などの別当を兼ね生活のよりどころとしていました。なおさがって、明治維新後は政府の出した神仏分離令、修験道廃止令により天台宗、真言宗、神道などの改宗、或いは全く宗教的活動を捨て還俗した人も少なくなかったといわれます。さらに第二次世界大戦以降は宗教の自由とあいまって、旧本山派・当山派の修験集団や諸山に依頼してきた修験集団が相次いで独立して、その宗教活動が盛り返され、近年においては諸山の寺社で以前のような修験道の面影を伝える行事が行われるようになりました。そのような歴史的経緯のなかで、江戸時代に青梅市域の村にもその人たちが多くいたことが、『新編武蔵風土記稿』などで窺い知ることができます。まず、本山派に属した修験者は、当時、笹井の観音堂（現埼玉狭山市笹井）の支配に属した行法院（青梅村）、玉蔵坊弟子左門（青梅村）、吉祥院（青梅村）、大宮寺（畑中村）、大行寺（畑中村）、大仲寺（沢井村）、大行寺（御岳村）、福泉寺（上成木村）、高成院（上成木村）、蔵王院（南小曾木村）、乗光院（北小曾木村）、千寿院（今井村）の13カ寺（一般に寺院と同じに「寺」で数えました。）、一方、当山派に属した修験者は、鎌倉時代か塩船観音堂別当を勤めてきた杉本坊（塩船村）と、その配下であった東国院（沢井村）、

清法院（青梅村）、そして聖寿院（下院）の４カ寺、あわせて１７カ寺あったことが確認できます。当時、修験者が村の中でどのような活動をしていたか、かつて修験であったと伝える家を２、３軒訪ね聞き取りましたが、残念ながら何一つ聞き出せませんでした。そこで、身分的なことの一斑として、沢井村上分の天保９年（１８３８）の宗門人別帳でみると、大仲寺は曹洞宗雲慶院の檀家の中の「武州高麗群笹井村観音堂霞本山修験大仲寺祐教」、そして東国院は真言宗寺恩寺の檀家の中に「武州多摩群塩船杉本院末当山修験東国院倅左内」と記されており、両者とも村内では百姓並みの扱いを受けていたようにも思われます。また、天保１２年（１８４１）の沢井村上分の村明細帳をみると、大仲寺、東国院とも不動明王を本尊として祀っています。いずれにしても市域の修験者の多くは、現在にみる本堂・庫裏のある寺院や神殿を構える神社の別当などをしていた者は少なく、その多くは自宅に神仏をまつり祈祷師的な活動をし、明治維新後にはほとんどの者が還俗したと考えられます。

（文責 大澤）